

# 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 大阪府警察本部

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.4%
全職員	74.6%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	99.5%
本庁課長補佐相当職	89.3%
本庁係長相当職	89.8%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.5%
31～35年	83.8%
26～30年	79.4%
21～25年	76.0%
16～20年	71.8%
11～15年	68.6%
6～10年	77.2%
1～5年	92.8%

## 【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」は、警察官及び一般職員である。
- ・「本庁部局長・次長相当職」は、該当者なし。
- ・「本庁課長相当職」は、「警視(警察官)・課長(一般職員)級」、「本庁課長補佐相当職」は、「警部(警察官)・課長補佐(一般職員)級」、「本庁係長相当職」は、「警部補(警察官)・係長(一般職員)級」として計算した。
- ・月の途中から休職した職員についても、その月に給与を受けた職員の1人として計算した。
- ・勤続年数別で見ると、出産や育児の関係で育児休業や時短勤務制度を利用する女性職員が多く、勤続年数が6年以降は時短勤務者が増加傾向にあることなどから差異が広がっている。
- ・時短勤務者は、給料月額減額に加え、当直勤務や深夜勤務が免除されていること、時間外勤務や休日出勤についても配慮されており、その結果として、各種手当の支給にも差が出ているため、時短勤務者の多い年代では男女の差異が広がっている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。